

日本新生児成育医学会フォローアップ認定医 規定

(目的)

第 1条 公益社団法人日本新生児成育医学会（以下「本学会」という。）は、わが国の周産期・新生児期に医療をうけた児が退院後も健全な成長発達をなしとげ医療の恩恵を受けることができるよう、優れた知識と技能を備えた認定医を社会に送り、それによって社会の福祉に貢献することを目的とし、日本新生児成育医学会フォローアップ認定医（以下「本制度」という。）を設ける。

本制度による認定医は、専門的な医学知識や技能により、ほかの医師に適切な指示を与えることのできる臨床能力を有することが必要とされる。

(認定医の名称)

第 2条 本制度による認定医の名称は、日本新生児成育医学会フォローアップ認定医（略称：フォローアップ認定医）とする。

2 英文名称は、**JSNHD certified follow-up doctor**とする。

(委員会)

第 3条 フォローアップ認定医制度委員会は、本制度の運用を行う。

(取消)

第 4条 次のいずれかに該当するときはフォローアップ認定医の認定を取消すものとする。

- (1) 本学会から退会したとき。
- (2) 本学会の会員の資格を失ったとき。
- (3) 申請書に虚偽の認められたとき。
- (4) その他、認定医として不適切と認められたとき。

2 フォローアップ認定医の認定の取消は、フォローアップ認定医制度委員会の議を経て、理事会の承認を必要とする。

(疑義)

第 5条 認定及び認定の取消について、当該医師は疑義を申し立て、あるいは弁明する権利を持つ。

(復活, 再申請)

第 6条 会費滞納により退会となり取消されたフォローアップ認定医資格は、会員への復帰後、審査のうえ復活を認めることがある。

2 第4条第3号によって取消されたときは、5年間再申請することを認めない。

(公示)

第 7条 フォローアップ認定医制度委員会により認定証の交付を受けた医師は、本学会ホームページあるいは機関誌に必要事項を公示する。

(暫定制度)

第 8条 本制度に暫定制度を設け、暫定フォローアップ認定医を認定する。

(細則)

第 9条 本規定を施行するにあたり，施行細則を定めることができる。

(会計)

第10条 本制度は一般会計により，運用する。

(改正)

第11条 本規定の変更はフォローアップ認定医制度委員会の発議により，理事会の議を経て変更できる。

附則

本規定は2023年10月3日より施行する。

2023年10月3日施行

日本新生児成育医学会フォローアップ認定医 規定施行細則

第1章 フォローアップ認定医の認定

(認定医の初回申請の資格と要件)

第 1条 フォローアップ認定医の認定を希望する者は、以下の基準を全て満たしていることが必要である。

- (1) 日本国の医師免許（医籍）を有すること。
- (2) 小児科または産婦人科の専門医であること。
- (3) 申請時において継続して1年以上本学会会員であり、会費を完納していること。
- (4) 申請時において新生児医療および新生児のフォローアップにたずさわった経験があること。
- (5) 申請時に申請料（3,000円）を納付していること。
- (6) E-learningを受講し合格していること。本学会のホームページ内に掲載される新生児のフォローアップに関わる動画8講義の視聴を終了し、講習修了時の設問への回答が必要である。合格基準は8割以上の正答とし、合格基準に達した場合に受講修了書が発行される。
- (7) 症例要約。申請時には新生児のフォローアップに関わる10例の症例要約が必要である。うち3症例に必須分野を設ける。
- (8) 到達目標の自己評価。フォローアップ認定医の分野別到達目標の自己評価を行い報告する。標準的なレベルに達しない項目については自己研鑽を行う。

(認定期限)

第 2条 フォローアップ認定医の認定期間は認定の日から5年間とする。

- 2 病气療養、出産・育児等、考慮する事情があれば、申請のうえ認定期間を延長することができる。
- 3 延長期間はフォローアップ認定医の資格停止とし、延長期間は最大3年間とする。

(申請手続き)

第 3条 フォローアップ認定医の認定は年1回書類審査をもって行う。

- 2 申請に必要な書類は以下のものである。
 - (1) 小児科または産婦人科専門医の専門医認定証（写）
 - (2) フォローアップ認定医申請書
 - (3) 8講義のE-learning受講修了書
 - (4) 症例要約10例
 - (5) 分野別到達目標の自己評価票
- 3 前項の電子化書類と申請料を添えて、所定の期日までに理事長あてに申請すること。

(書類審査)

第 4条 前条に規定された書類が所定の基準に達しているかを審査し、フォローアップ認

定医制度委員会が最終認定を行う。

- 2 申請内容（症例要約の記載内容を含む）等について不備・疑義が生じた時にはフォローアップ認定医制度委員会で検討のうえ、申請者に修正をもとめたり、資格を認めないことがある。資格を認めない場合にも申請料は返還しない。

（登録）

第 5条 フォローアップ認定医の認定を受けた者は登録申請後に認定証が交付される。

- 2 登録者名はホームページに発表する。
- 3 登録料は10,000円とする。

（認定期日）

第 6条 新しく認定あるいは更新されたフォローアップ認定医の認定資格は申請年の11月1日からとする。

第2章 暫定フォローアップ認定医の認定

（暫定認定医の申請の資格と要件）

第 7条 暫定フォローアップ認定医の認定を希望する者は、以下の基準を全て満たしていることが必要である。

- (1) 日本国の医師免許（医籍）を有すること。
- (2) 小児科または産婦人科専門医であること。
- (3) 申請時において継続して1年以上本学会会員であり、会費を完納していること。
- (4) 申請時において新生児医療または新生児のフォローアップにたずさわった経験があること。
- (5) 申請時に申請料（3,000円）を納付していること。
- (6) E-learningを受講し合格していること。本学会のホームページ内に掲載される新生児のフォローアップに関わる動画4講義の視聴を終了し、講習修了時の設問への回答が必要である。合格基準は8割以上の正答とし、合格基準に達した場合に受講修了書が発行される。
- (7) 症例要約。申請時には新生児のフォローアップに関わる10例の症例要約が必要である。うち3症例に必須分野を設ける。
- (8) 到達目標の自己評価。フォローアップ認定医の分野別到達目標の自己評価を行い報告する。標準的なレベルに達しない項目については自己研鑽を行う。

（認定期限）

第 8条 暫定フォローアップ認定医の認定期間は認定の日から5年間とする。

- 2 認定期間は最長5年とし、その間にフォローアップ認定医に申請することができる。

（申請手続き）

第 9条 暫定フォローアップ認定医の認定は、本制度が開始された初年度と次年度のみ、年1回書類審査をもって行う。

2 申請に必要な書類は以下のものである。

- (1) 小児科または産婦人科専門医の専門医認定証（写）
- (2) フォローアップ認定医申請書
- (3) 4講義のE-learning受講修了書
- (4) 症例要約10例
- (5) 分野別到達目標の自己評価票

3 前項の電子化書類と申請料を添えて、所定の期日までに理事長あてに申請すること。

（書類審査）

第10条 前条に規定された書類が所定の基準に達しているかを審査し、フォローアップ認定医制度委員会が最終認定を行う。

2 申請内容（症例要約の記載内容を含む）等について不備・疑義が生じた時にはフォローアップ認定医制度委員会で検討のうえ、申請者に修正をもとめたり、資格を認めないことがある。資格を認めない場合にも申請料は返還しない。

（登録）

第11条 暫定フォローアップ認定医の認定を受けた者は登録申請後に認定証が交付される。

- 2 登録者名は機関誌及びホームページに発表する。
- 3 登録料は10,000円とする。

（認定期日）

第12条 暫定フォローアップ認定医の認定資格は申請年の11月1日からとする。

（責務）

第13条 暫定フォローアップ認定医は、新生児成育フォローアップに関わる医師を指導すること、フォローアップ認定医の認定作業に協力することの責務をもつ。

第3章 フォローアップ認定医の更新認定

（更新）

第14条 フォローアップ認定医は認定を受けてから5年目に、資格更新の審査を受けなければならない。

- 2 フォローアップ認定医の資格更新認定は年1回書類審査をもって行う。
- 3 資格更新については以下の基準を全て満たしていることが必要である。
 - (1) 日本国の医師免許（医籍）を有すること。
 - (2) 小児科または産婦人科専門医であること。
 - (3) 申請時において継続して本学会会員であり、会費を完納していること。
 - (4) 申請時においてフォローアップ認定医であり、新生児成育フォローアップにたずさわっていること。
 - (5) 申請時に更新申請料（3,000円）を納付していること。
 - (6) E-learningを受講し合格していること。初回の資格認定日以降に、本学会のホ

ホームページ内に掲載される新生児のフォローアップに関わる動画8講義の視聴を終了し、講習修了時の設問への回答が必要である。合格基準は8割以上の正答とし、合格基準に達した場合に受講修了書が発行される。

- (7) 症例要約。申請時には新生児のフォローアップに関わる10例の症例要約が必要である。
- (8) 到達目標の自己評価。フォローアップ認定医の分野別到達目標の自己評価を行い報告する。レベルbに達しない項目については自己研鑽を行う。
- (9) 更新申請時に以下の学術業績を有すること。直近の認定期間内に以下の学術業績の合計が20単位以上であること。
 - 1) 本学会学術集会への参加，参加証明書（写）の提出（10単位/回）
 - 2) 新生児フォローアップに関連した論文を査読制度のある雑誌に筆頭著者またはcorresponding authorとして掲載，別刷PDFを提出（5単位/1論文）
 - 3) ハイリスク児フォローアップ研究会，赤ちゃん成育ネットワーク研修フォーラムへの参加，参加証明書（写）の提出（5単位/回）

（認定期限）

第15条 フォローアップ認定医の更新後の認定期間は認定の日から5年間とする。

（申請手続き）

第16条 フォローアップ認定医の更新は年1回書類審査をもって行う。

- 2 申請に必要な書類は以下のものである。
 - (1) 小児科専門医または産婦人科の専門医認定証（写）
 - (2) フォローアップ認定医申請書
 - (3) 8講義のE-learning受講修了書
 - (4) 症例要約10例
 - (5) 分野到達目標の自己評価票
 - (6) 学術業績の単位を証明するための証明書
- 3 前項の電子化書類と申請料を添えて、所定の期日までに理事長あてに申請すること。

（書類審査）

第17条 前条に規定された書類が所定の基準に達しているかを審査し、認定医制度委員会が最終認定を行う。

- 2 申請内容（症例要約の記載内容を含む）等について不備・疑義が生じた時には認定医制度委員会で検討のうえ、申請者に修正をもとめたり、資格を認めないことがある。資格を認めない場合にも申請料は返還しない。

（登録）

第18条 フォローアップ認定医の更新認定を受けた者は登録申請後に更新認定証が交付される。

2 登録者名は機関誌及びホームページに発表する。

3 登録料は10,000円とする。

(認定期日)

第19条 更新されたフォローアップ認定医の認定資格は申請年の11月1日からとする。

(改正)

第20条 本施行細則の改正はフォローアップ認定医制度委員会の発議により，理事会の議を経て変更できる。

附則

本施行細則は2023年10月3日より施行する。

2023年10月3日 施行

2025年 2月3日 変更